

名古屋食品界

Nagoya Syokuhinkai

発行所

公益社団法人名古屋市食品衛生協会
 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1 TEL052(953)5901
 名古屋市食品国民健康保険組合
 名古屋市中区栄四丁目 14 番 21 号
 愛旅連ビル 4 階 TEL052(261)7661(代)
<https://meishoku-kokuho.or.jp>

第一三九回組合会

令和六年度予算など可決

保険料改定される

第一三九回組合会は、三月八日(金)午後三時三十分から名古屋ガーデンパレス(名古屋市中区錦三丁目)で開催されました。

組合会は、三浦邦雄副理事長の開会の辞に始まり、舟橋左門理事長の挨拶、森下千恵美市健康福祉局食品衛生課長の来賓祝辞がありました。その後、太田富久議長の下で、議事録署名者として東地区関山和重議員と喫茶組合寺澤恵子議員が指名され、組合会の議事が粛々と進められました。この組合会において、令和六年度組合の事業計画、予算など五つの議案と一つの報告事項が上程され、いずれの議案・報告事項も原案通り可決承認されました。

第一号議案 令和六年度事業計画並びに予算編成方針

当組合の年間平均被保険者数は、一万五六一六人としました。事業内容については、医療費適正化対策として、①レセプト点検、②医療費通知の毎月実施、

③後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用促進のためのお知らせの送付、④受診指導等を行います。また、保険事業として、特定健診・保健指導、人間ドック、生活習慣病検診を実施するとともに、健康家庭の表彰等を例年通り行います。

令和六年度医療費の伸びについては、対前年度三・五四%の伸びと見込み、被保険者一人当たり医療費を二二万六六〇〇円と見込みました。

歳入は、①組合員の高齢化等による事業の廃止、七十五歳到達の高齢者が後期高齢者医療制度へ移ることなどにより、被保険者が毎年度減少してまいりました。しかし、令和三年における「コロナウイルス感染症対策の休業補償措置」で、事業主の所得が増えた結果、令和四年度分の市町村国保の保険料が大幅に増えたことにより、令和四年度に当組合に加入する事業主が多くなりました。その結果、

令和四年度の平均被保険者数は前年度より一〇六一人多い、一万六七七八人となりました。しかし、五年度になると被保険者数は減少に転じ、一万六〇六六人と前年度より七二二人減少しました。このことにより、保険料収入の減少となりました。また、国庫補助率の低い特定被保険者(補助率三二%が一三%となる。)の増加で補助金が逡減しています。

一方、歳出においては、①高額な新薬や医療の高度化による高額医療費の増加等医療費の増高、②前期高齢者の占める割合の低下による納付金等の増、③後期高齢者支援金・介護納付金の一人当たり負担額の増による大幅な増額があります。特に、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金及び介護納付金の合計額は、前年度より、四・四億余円も増加しました。

このため、歳入の不足額が約七億円となることから、四億二千万円積立金から充てなお不足する分について保険料の改定を行いました。保険料の改定状況については、別掲(一)の「当組合規約の一部改正」をご覧ください。

第二号議案 令和六年度当組合予算

令和六年度の予算総額は、五八億九四四二万四千円です。

各款別の予算額は、別表「令和六年度名古屋食品国民健康保険組合予算」のとおりです。

第三号議案 当組合規約の一部を改正する規約

同規約第十八条(保険料の賦課額)の規定を改定するものです。

別掲(一)「名古屋食品国民健康保険組合規約(昭和三十四年四月一日施行)の一部改正」のとおりです。

第四号議案 準備金その他重要な財産の処分について

保険給付費等の支払資金に充てるため、「財政調整積立準備金」の一部二億円を、

後期高齢者支援金等の支払資金に充てるため、「国庫支出金等償還積立準備金」の一部二億円を、

退職する職員の退職金に充てるため、「職員退職積立金」の一部二千万円を、

令和六年度歳入予算に繰り入れるものです。

第五号議案 令和六年度当組合法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画

（1面より続く）

これは、「当組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針（平成二十三年三月二十三日制定）」に基づいて、令和六年度の実践計画として策定されたものです。

別掲（2）「令和六年度名古屋市食品国民健康保険組合の法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画」のとおりです。

報告事項第一号 専決処分を修正する規約

子育て世帯の経済的負担を軽減するため、出産被保険者の産前産後期間の保険料（四カ月分）を軽減する措置で、本年一月一日から実施されました。

別掲（3）「名古屋市食品国民健康保険組合規約の一部改正」とおりです。

組合公示 第二五二号

組合規約の一部改正について、令和六年三月八日第百三十九回組合会の議決を得、同年同月二十六日に愛知県知事の認可があったのでここに公示する。

令和六年四月一日

名古屋市食品国民健康保険組合
理事長 舟橋 左門

令和6年度名古屋市食品国民健康保険組合予算

別表

（歳入）

（歳出）

款	本年度	前年度	比較	款	前年度	本年度	比較
	千円	千円	千円		千円	千円	千円
1 国民健康保険料	2,907,865	2,822,797	85,068	1 組合会費	1,050	1,000	50
2 使用料及び手数料	1	1	0	2 総務費	278,823	267,494	11,329
3 国庫支出金	2,470,140	2,139,551	330,589	3 保険給付費	3,016,230	3,019,685	△3,455
4 前期高齢者交付金	1	1	0	4 後期高齢者支援金等	1,216,406	976,148	240,258
5 出産育児交付金	1,568	0	1,568	5 前期高齢者納付金等	452,622	396,023	56,599
6 県費支出金	1	1	0	6 介護納付金	657,339	507,114	150,225
7 市費支出金	6,000	3,000	3,000	7 共同事業拠出金	107,329	116,036	△8,707
8 共同事業交付金	81,516	87,979	△6,463	8 保健事業費	72,670	74,470	△1,800
9 財産収入	19	19	0	9 積立金	1,003	2,003	△1,000
10 寄付金	1	1	0	10 諸支出金	16,001	16,001	0
11 繰入金	420,002	4	419,998	11 予備費	74,951	30,990	43,961
12 繰越金	3,700	350,000	△346,300				
13 諸収入	3,610	3,610	0				
歳入合計	5,894,424	5,406,964	487,460	歳出合計	5,894,424	5,406,964	487,460

別掲（1）

名古屋市食品国民健康保険組合規約（昭和34年4月1日施行）の一部改正

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一、甲組合員（事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ. 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）</p> <p style="text-align: right;">16,400円</p>	<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第16条 組合員は、保険料として次の区分による額を納付しなければならない。</p> <p>一、甲組合員（事業主である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護保険法第9条第2号に規定する被保険者（以下「介護納付金賦課被保険者」という。）である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。</p> <p>イ. 国民健康保険事業に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用を除く。）に充てるために算定した基礎賦課額（以下「基礎賦課額」という。）</p> <p style="text-align: right;">14,800円</p>

（3面へ続く）

〈2面より続く〉

ロ. 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 3,000円 ハ. 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 3,500円 二、乙組員（従業員である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 基礎賦課額 12,100円 ロ. 後期高齢者支援金等賦課額 3,000円 ハ. 介護納付金賦課額 3,500円 三、（略） 四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 基礎賦課額 6,700円 ロ. 後期高齢者支援金等賦課額 3,000円 ハ. 介護納付金賦課額 3,500円	ロ. 後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるために算定した後期高齢者支援金等賦課額（以下「後期高齢者支援金等賦課額」という。） 2,600円 ハ. 介護納付金の納付に要する費用に充てるために算定した介護納付金賦課額（以下「介護納付金賦課額」という。） 3,100円 二、乙組員（従業員である者をいい、後期高齢者の組合員を除く。）については1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該組合員が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 基礎賦課額 10,800円 ロ. 後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ. 介護納付金賦課額 3,100円 三、（略） 四、組合の世帯に属する被保険者については、1人1か月につき、次のイ及びロに掲げる額の合算額とする。ただし、当該被保険者が介護納付金賦課被保険者である場合には、1人1か月につき、イ、ロ及びハに掲げる額の合算額とする。 イ. 基礎賦課額 5,700円 ロ. 後期高齢者支援金等賦課額 2,600円 ハ. 介護納付金賦課額 3,100円
--	--

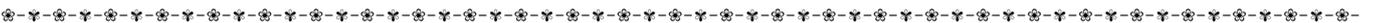
附 則

（施行期日）

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（適用）

2 改正後の第16条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料については、なお従前の例による。



別掲（2）

令和六年度名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画（令和六年三月八日第百二十九回組合会承認）

名古屋市食品国民健康保険組合法令遵守（コンプライアンス）体制の整備に関する基本方針「4項（1）」の規定に基づき、令和六年度の実践計画を次のとおり策定する。

1 法令遵守のための法令、規則集等の整備

（1）役員が遵守すべき法令、規則集を用意し、役員が容易に閲覧できるようにする。

（2）法令、規則などに基づいた適正な業務が推進できるよう小冊子（マニュアル）を作成し、役員及び営業組合事務担当者に配付する。

2 法令遵守のための指導・研修等

不祥事故を未然に防止するため、役員を対象に指導を兼ねた研修を実施する。

3 法令遵守のための管理

事故防止の観点から、人事ローテーションを実施するとともに、財務会計事務については複数職員により執行する。

4 法令遵守関連情報の報告

（1）組合員又は被保険者からの苦情等を役員が把握したときは、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

（2）法令遵守担当理事は、把握した法令遵守関連情報とその対応方針を理事会に報告し承認を得る。

5 不祥事故への対応

（1）役員は、不祥事故又はその疑いのある行為を発見した場合は、法令遵守担当理事に速やかに報告する。

（2）法令遵守担当理事は、規約、規程等に則り、理事会に報告する。

（3）理事長は、法令等に依り監督官庁に報告するとともに、法令遵守担当理事とともに適切な調査を行う。

別掲 (3)

名古屋市食品国民健康保険組合同規約(昭和34年4月1日施行)の一部改正
新旧対照条文

(下線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(産前産後期間相当分の保険料軽減)</p> <p>第16条の3 組合員の世帯に出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がある場合、出産の予定日(出産日)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には3月前)から出産予定月の翌々月までの期間に係る保険料を軽減する。</p>	(新設)

附則

(施行期日)

1 この規約は、令和6年1月1日から施行する。

前期高齢者の被保険者証の交付について

七〇歳以上七五歳未満の前期高齢者の方には、「高齢受給者証」と「被保険者証」とを一体化した証を、令和三年度からお渡ししております。

高齢受給者証と被保険者証が一体化した被保険者証は、次のように、前期高齢者の生年月日の違いにより、発行期日と有効期限が決まります。ご注意ください。

- ① 昭和二十四年八月二日～昭和二十五年七月三十一日の間に生まれた方
 - 発行期日
令和六年八月一日
 - 有効期限
誕生日の前日
- ② 昭和二十五年八月一日～昭和二十九年七月一日の間に生まれた方
 - 発行期日
令和六年八月一日
 - 有効期限
令和七年七月三十一日
- ③ 昭和二十九年七月二日～昭和三十年七月一日の間に生まれた方
 - 発行期日
令和七年七月三十一日
 - 有効期限
令和七年七月三十一日

(ただし、誕生日が一日の場合、その月の一日)

● 有効期限

令和七年七月三十一日

【自己負担割合の判定基準】

前期高齢者の自己負担割合が2割か3割かは、課税所得金額により決まります。その判定基準は、次のとおりです。

▼2割の方(Ⅱ一般所得者)

① 課税所得金額が百四十五万円未満の方

② 課税所得金額が百四十五万円以上であっても、収入額が次の「ア」又は「イ」に該当する方

ア：七十歳以上の加入者が一人のみのとき、その方の収入額が三百八十三万円未満

イ：七十歳以上の加入者が二人以上るとき、その方々の収入額の合計が五百二十万円未満

③ 同一世帯の被保険者の旧ただし書き所得(総所得金額等から四十三万円を控除した額)の合計額が二百十万円以下

▼3割の方(Ⅰ現役並み所得者)
課税所得金額が百四十五万円以上の方(前記の②又は③に該当する方を除く。)

名古屋市食品国民健康保険組合のホームページ

(令和4年3月30日に開設)

URLは、<https://meishoku-kokuho.or.jp>です。

*各種届出書、申請書などは、ダウンロードできます。

ぜひ、ご利用ください。

ジェネリック医薬品で自己負担を減らそう

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を処方してもらうことにより、あなたの支払う自己負担額が、三百円以上安くなる方に、差額通知(ジェネリック医薬品に関するお知らせ)をお届けしています。

ご自身の医療費を削減するために、差額通知をご覧になり、ジェネリック医薬品を処方してもらいましょう。

公益社団法人

名古屋市食品衛生協会

令和6年度事業計画

〈事業方針〉

- 当協会は、各区食品衛生協会等と連携を密にし、食品衛生法の趣旨に則り、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生防止、食品の品質向上を図るため、食品関係事業者、消費者の食品衛生管理や知識向上などのための諸事業を行います。
- 〈重点方針〉
- 1 食中毒の予防対策に努めます。
 - 2 HACCPの考え方を取り入れた衛生管理等自主管理の推進をします。
 - 3 食品衛生責任者講習会等の推進をします。
 - 4 食品営業賠償共済、「あんしんフード君」等の普及に努めます。
 - 5 事業の活性化と当協会の趣旨、事業等の周知、会員の確保に努めます。
- 〈主な事業〉
- 1 食品衛生月間やノロウイルス食中毒予防強化期

収支予算書

(単位：円)

	予算額	備 考
(1) 経常収益		
基本財産運用益	1,000	
受取会費	3,050,000	正会員、賛助会員等
事業収益	24,950,000	講習会、共済等
補助金	12,056,000	名古屋市、日本食品衛生協会
委託金	13,200,000	責任者講習会、自主管理講習会等
負担金	1,000	
寄付金	1,000	
経常収益計	53,259,000	
(2) 経常費用		
管理費	4,259,000	法人の運営
事業費	56,985,000	講習会、普及啓発、指導・助言等
経常費用計	61,244,000	

- 間等に各区食品衛生協会と連携して食品衛生パレード、消費者懇談会等食品衛生の普及啓発活動を行う。また、食品衛生大会を開催する。
- 2 食品衛生責任者養成・実務講習会（集合方式・eラーニング方式）を開催する。
 - 3 食品衛生指導員による、日本食品衛生協会の重点指導項目「HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の定着と振り返り」、簡易検査、リーフレット等を活用した自主衛生管理の指導・助言等巡回指導を実施する。
 - 4 食品衛生向上の模範となる施設、従事者及び食品衛生の向上に功績のあった個人、団体を顕彰する。
 - 5 名古屋食品界、ホームページ、リーフレット等により、食中毒警報、ノロウイルス食中毒注意報・警報等情報の提供に努める。
 - 6 食中毒予防、食品衛生法の改正等についての講習会、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理実践等についての講習会、食品衛生に関する相談窓口を開設し、自主衛生管理推進、食品衛生の知識向上を図る。
 - 7 食中毒等の食品事故発生時の被害者救済と経営安定のための食品営業賠償共済等の普及に努める。
 - 8 会員の加入促進、事業の活性化に努める。
- ※ eラーニング方式による講習会とは

パソコン・タブレット・スマートフォンを使用し、オンラインで講義動画の視聴とテストを受けることで、必要な知識を習得する学習形態のことです。

インターネット環境が整っていれば、受講者は講習会場に集まることなく、職場や自宅などで計画的に受講することが可能です。

食品衛生指導員養成講習会開催

2月29日（木）名古屋市獣医師会館2階講堂において、食品衛生指導員養成講習会を開催しました。

名古屋健康福祉局食品衛生課加藤技師、本協会大野講師により講習が行われました。今回養成された33名の新しい食品衛生指導員を含め、現在は224名の在籍となります。食品衛生指導員の皆様、各区食品衛生協会と連携し、食品衛生の向上にご尽力頂きます様よろしくお願い致します。



令和6年度 名古屋市食品衛生監視指導計画

「令和6年度 名古屋市食品衛生監視指導計画」（以下「監視指導計画」という。）は、食品衛生法等に基づく監視指導等の事業を重点的・効率的かつ効果的に実施するために、食品衛生法第24条第1項に基づき策定するものです。

また、名古屋市食の安全・安心条例に基づく「名古屋市の安全・安心の確保のための行動計画」（以下「行動計画」という。）の目標達成に向けた「単年度の計画」としても位置付けられ、令和6年度は、「行動計画2028」の初年度となります。

食品衛生法等の改正によるHACCP制度化や、テイクアウトやデリバリーの増加等の食品の流通・提供形態の変化、スマートフォン普及による情報媒体の多様化等、食の安全・安心をとりまく環境は変化しています。

「行動計画2028」に定める成果指標の達成に向けて、HACCPに沿った衛生管理の定着や消費者が自らの判断で食品を選択するための情報を容易に入手できるような受け手に合った情報を発信するなど、情報発信を拡充し、食の情報バリアフリーを広く推進して

いく必要があります。

こうした状況を踏まえ、名古屋市では、「令和6年度名古屋市食品衛生監視指導計画」を定めました。概略は次のとおりです。詳細については「名古屋市公式ウェブサイト（食の安全・安心をめざして）」をご覧ください。

1 監視指導計画の実施体制・関係機関との連携

名古屋市では、食品衛生課、16区保健センター、食品衛生検査所、食肉衛生検査所及び衛生研究所が、それぞれ役割のもと、互いに連携し、監視指導計画に基づき各種事業を実施します。

2 令和6年度の重点事項

- (1) HACCPに沿った衛生管理の推進
- (2) 食物アレルギーに関する情報発信（食の情報バリアフリーの推進）
- (3) カンピロバクターによる食中毒予防のための消費者啓発

3 監視指導及び食品等の検査の実施

食品等の製造、加工から流通、調理、販売に至るまで、各段階の食品関連施設に対し、食品衛生監視員

と畜検査員及び食鳥検査員が法令遵守の徹底等について指導を行います。

- ・（1）食中毒防止対策
- ・ノロウイルス食中毒対策
- ・ヤアニサキス食中毒対策など

- ・（2）不適正な表示による危害防止対策

市内食品関連事業者に対する監視指導や食物アレルギー表示の改正に関する周知など。

（3）法改正への対応

食品衛生法改正に伴い、新たに営業許可が必要となった事業者に対して必要な指導の実施など。

- ・（4）食品等の自主回収（リコール）情報報告制度

自主回収を行う事業者に対して、必要な指導又は助言の実施

- ・（5）食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度

ポジティブリスト制度について、施設への監視等により関係事業者に対し必要な周知・指導の実施

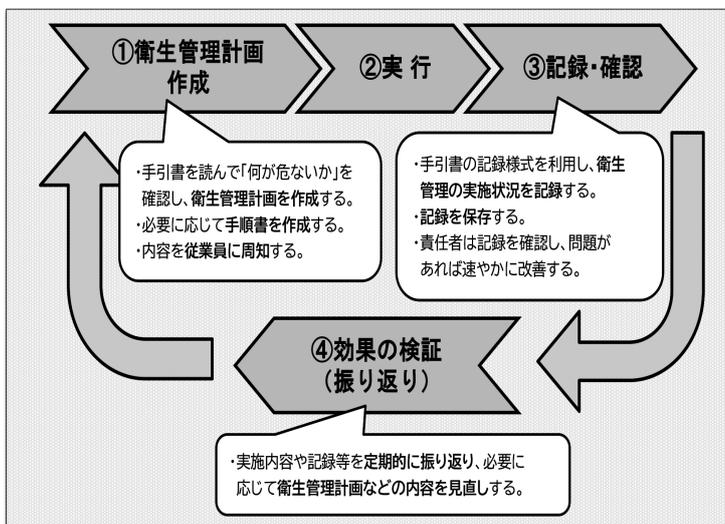
- ・（6）輸出食品への対応
- ・農林水産物及び食品の輸出の促進法に関する法律（輸出促進法）に基づき輸出適合施設の認定や輸出証明書の発行の実施

- ・（7）食品関連施設に対する監視指導
- ・夏季や年末の食品衛生対策など各種対策事業による重点的な監視指導の実施など
- ・（8）食品等の検査
- ・過去の違反発見状況や食品の特性等を踏まえた計画的な収去検査等の実施など

（4）食品衛生自主管理認定制度

5 リスクコミュニケーション事業及び情報発信

- ・（1）リスクコミュニケーション
- ・（2）食の安全に関する情報発信
- ・名古屋市公式ウェブサイトによる情報発信
- ・インターネット広告（SNS等を活用した広告）
- ・「なごや」「よい食」メール（メールマガジン）の配信
- ・「なごや」「よい食」LINE X（旧：Twitter）
- ・（なすこ@食品安全・安心学習センター）



HACCPに沿った衛生管理

HACCPに沿った衛生管理で安全な鶏肉料理を提供しましょう！！

カンピロバクター食中毒が名古屋市で多発しています。過去5年間に市内で発生した食中毒83件中34件と、4割以上を占め、食中毒の原因で第1位でした。また、カンピロバクター食中毒34件中30件で、「加熱用」と表示された鶏肉が鶏刺しや鶏レバ刺し、鶏肉のしもふり、鶏肉のたたきなど、生又は加熱不十分な鶏肉料理で提供されていました。

カンピロバクターは主に鶏や牛、豚などの腸管内に存在する細菌です。特に鶏肉や鶏の内臓はカンピロバクターが高率で検出され、少ない菌数でも発症します。「新鮮だから生で食べても大丈夫」、「表面を加熱すれば大丈夫」は間違いです。衛生管理計画では、以下のポイントを参考に安全な鶏肉料理を提供するための調理方法を考えましょう。

名古屋市では、年間を通じて食品等事業者への監視指導及び消費者への啓発を行うとともに、5月及び9月を監視強化月間として、生又は加熱不十分な鶏肉料理を提供する飲食店等に対する監視指導を重点的にを行います。

◇令和5年に市内で発生したカンピロバクター食中毒

発生年月	原因施設	主な提供メニュー	原材料の鶏肉
R5	7月 飲食店	焼鳥、鶏たたき	加熱用
	9月 飲食店	鶏刺し、ささみの湯引き	生食用、加熱用
	10月 飲食店	鶏冷製蒸し（低温調理）	加熱用
	10月 飲食店	ささみの湯引き	加熱用
	11月 飲食店	焼鳥	加熱用
	12月 飲食店	焼鳥、ささみのたたき	加熱用

カンピロバクター食中毒防止の
主なポイント
ポイント①：加熱
鶏肉等は中心部まで十分に加熱
(75℃1分以上)

ポイント②：二次汚染防止

鶏肉等の食肉に触れた手や包丁、まな板などは十分に洗浄・消毒

※焼肉店等の客が自ら調理する飲食店では、生肉専用トングなどを用意し、利用客に対して、器具の使い分けや、食肉の十分な加熱について注意喚起しましょう。

詳しくは … <https://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000099438.html>



名古屋市食品衛生自主管理認定制度に基づく認定について

「名古屋市食品衛生自主管理認定制度」は、名古屋市食の安全・安心条例に基づき、食の安全の確保に関する優れた取組みを自ら行っている施設を名古屋市が独自に認定し、公表する制度です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。※取得は任意です。

令和5年度 新規認定施設

認定番号	施設名	認定事業者名
第109号	三菱電機ライフサービス株式会社 名古屋支店 第一福祉棟・第二福祉棟	三菱電機ライフサービス株式会社
第110号	玉三屋食品株式会社本社工場・倉庫	玉三屋食品株式会社
第111号	一心商事株式会社	一心商事株式会社
第112号	日興薬品工業株式会社	日興薬品工業株式会社

認定施設は「名古屋市公式ウェブサイト」でも紹介しております。

<アクセスはこちら>

<https://www.city.nagoya.jp/kurashi/category/15-7-12-0-0-0-0-0-0-0.html>

